

# 補助金・奨励金

CNFの実用化に向けた共同研究・開発を応援します！

## 産学連携セルロースナノファイバーチャレンジ補助金

CNFの用途開発に関する高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助します。

対象事業	CNFに関する新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、大学等と連携して実施する研究及び開発に関する事業 ※大学等とは、以下を指す。 ・国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関 ・原料としてのCNFの製造、研究等を行う事業者
対象者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体（グループ） ※1事業者当たり同年度内1回（産学連携ものづくりチャレンジ補助金との併用は不可）
補助対象経費	・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額100万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします。
問合せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



大学・研究機関との共同研究を応援します！

## 産学連携ものづくりチャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う高等教育機関又は試験・研究機関との共同研究・開発に係る経費の一部を補助します。

対象事業	新製品、新技術、製造・生産方法の開発を目的として、国内の大学又は短大、高等専門学校、公的研究機関並びにこれと同様と認められる外国の教育、試験・研究機関と連携して実施する研究及び開発に関する事業
対象者	①市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び中小企業団体のうち、製造業を営む者 ②上記の者を含む2者以上の企業で組織される共同体（グループ） ※1事業者当たり同年度内1回（産学連携CNFチャレンジ補助金との併用は不可）
補助対象経費	・連携する大学等に支払う経費 ・原材料及び副資材の購入に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費 ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の3分の2以内 限度額50万円 ※同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を控除して得た額を対象経費とします
問合せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



SDGsで定めるゴールの達成に寄与するものづくり事業を応援します！

## SDGsものづくり事業支援補助金

市内の製造事業者が行う新たなものづくり事業に係る経費の一部を補助します。

対象事業	SDGsで定めるゴールの達成に寄与する新製品の開発や技術の導入等による新たなものづくり事業
対象者	①市内に本社又は主たる事業所を有する製造事業者 ②市内に新たに本社又は主たる事業所を設置しようとする製造事業者 ③市内に本社又は主たる事業所を有する事業者2者以上によるコンソーシアム
補助対象経費	・視察等の旅費 ・原材料及び副資材、消耗品の購入に要する経費 ・技術指導者の受入れに要する経費 ・産業財産権の取得に要する経費 ・機械装置、工具又は器具の購入又は借用に要する経費（※） ・加工、検査、分析、調査等の委託に要する経費 ※同経費は補助対象経費全体の3分の2相当額（上限100万円）を経費に算入可能
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の3分の2以内（大企業は2分の1以内） 限度額100万円（コンソーシアムは150万円）
問合せ	事前にお問い合わせください。産業政策課CNF・産業戦略担当 TEL.0545-55-2779



特許権等を取得しようとする企業を応援します！

## 産業財産権取得事業補助金・海外産業財産権取得事業補助金（PAT 支援事業）

中小企業等の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、国内又は国外において産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）を取得しようとする市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する ①中小企業者 ②事業協同組合などの中小企業団体 ③商店街振興組合 など
補助対象経費	出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料（特許権のみ）、登録料（実用新案権のみ）
補助率及び補助限度額	補助対象経費の合計額の2分の1以内、限度額30万円
補助回数	1事業者当たり同一年度内に産業財産権ごと1回 ただし、同一年度内の合計補助額は30万円を超えないこと。
問合せ・申込み	【国内】出願の日から30日以内に申請すること。 【海外】出願の日から90日以内に申請すること。 産業支援課 TEL.0545-55-2873



※国内における特許権の出願については、原則として出願と同時に出願審査請求を行う場合に限りです。

中小企業が行う経営革新事業を支援します！

## 富士市中小企業経営革新事業補助金

中小企業等経営強化法に基づき策定され、県の承認を受けた経営革新計画に定められた経営革新事業を実施する市内の中小企業者等を対象に、経費の一部を補助します。

対象者	県の中小企業経営革新計画の承認を受けており、市税を完納している市内中小企業者または中小企業団体
補助対象経費	(1) 新商品・新技術・新役務開発に係る経費 (2) 販路開拓に係る経費 (3) 生産性向上に係る経費 ※対象費目はHPを参照
補助率及び補助限度額	補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円 ※県補助金や市の他の補助金との併用可能。 ただし、それぞれの補助の対象となる事業・経費を明確に区分すること。
補助回数	※1つの計画において申請1回まで、複数計画を実施時でも年度内の申請は1回のみ。
問合せ・申込み	産業支援課 TEL.0545-55-2873



デジタルによる販路拡大、地域経済の活性化を目指す中小企業等を支援します！

## 富士市デジタル販路開拓支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に電子商取引の利用が加速する中で、原油・原材料価格等の上昇に起因する物価高騰により経営が圧迫されている市内中小企業者等を支援するため、ECサイト又はECモール（以下「ECサイト等」という。）活用による国内及び海外への販路拡大を通じた地域経済の活性化に資することを目的とする補助制度です。

対象者	①市内に事業所を有する中小企業等（個人事業主を含む。）又は事業協同組合などの中小企業団体 ※医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、農事組合法人、学校法人、宗教法人等は、対象外です。 ②市税を滞納していないこと。
補助対象経費	(1) ECサイト等に出品する商品・製品の改良 (2) ECサイトの構築又は改修 (3) ECモールへの出店 ※対象費目はHPを参照
留意点	・申請前に、支援機関等から支援を受けてください。 ※Beパレットふじ、その他の支援機関又はITベンダー等の支援 ・令和6年2月29日までに補助事業を完了し、完了報告を行うこと。
補助率及び補助限度額	補助対象経費の2分の1以内、限度額50万円 ※令和4年度事業と異なります。
補助回数	1事業所1回のみ
問合せ・申込み	産業支援課 TEL.0545-55-2873



中小企業等が行う従業員の奨学金の返還支援を補助します！

## 人材アシスト U-30（富士市中小企業等奨学金返還支援補助金）

若い世代の人口確保及び中小企業等の人材確保を図るため、従業員に対して奨学金返還支援を実施する中小企業等に対して、支給した額の一部を補助します。

対象者 (要件を全て満たしているもの)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者、社会福祉法人（社会福祉協議会を除く。）、医療法人、特定非営利活動法人、幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人のいずれかに該当すること。</li><li>・ 就業規則、賃金規則等に奨学金の返還支援制度を定め、実施していること。</li><li>・ 市内に事業所があること。 ・ 市税を完納していること。</li></ul>
補助対象従業員 (要件を全て満たしているもの)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 正規雇用であり、雇用期間の定めのないこと。</li><li>・ 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返還義務があること。</li><li>・ 富士市民であること。</li><li>・ 30歳未満であること。</li></ul>
補助対象経費	対象者が奨学金の返還支援制度に基づき補助対象従業員に支給した手当等の額
補助金額	補助対象経費の9割を市が補助します。 上限額は補助対象従業員1人当たり10万円、1対象者につき50万円を上限とします。
問合せ・申込み	商業労政課雇用労政担当 TEL.0545-55-2778



専門家を活用してステップアップ！実務経験豊かな人材が「力」になります！

## 専門家派遣制度

創業に関する課題・問題や、経営体質の改善、マーケティング戦略・営業戦略、ITの有効活用、事業継続計画（BCP）策定など、中小企業の皆様が抱える課題・問題の解決を支援するため、地域内産業支援機関と連携し、地域内産業支援機関から推薦された各分野の専門家を派遣します。

派遣費用	専門家に支払う謝金の2分の1を負担していただきます。（14,286円+消費税/回）
派遣回数	同一年度内1案件につき5回まで（同一年度内1案件）

専門家派遣までの流れ



◎原則として、地域内産業支援機関の相談案件に対して派遣します。

地域内産業支援機関とは・・・	富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ） 富士商工会議所、富士市商工会 静岡県富士工業技術支援センター、静岡県中小企業団体中央会
問合せ・申込み	富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ） TEL.0545-52-6777



## 企業立地を支援します！

### 企業立地促進奨励金

市内において事業規模の拡大又は新たな事業を行う目的で、市内において土地を購入又は賃借し、事業所の新設、増設又は移設を行う事業者に対し、奨励金を交付します。



### ものづくり力向上事業補助金

市内において事業規模の拡大及び生産性の向上を図る目的で、機械設備の購入又はこれに伴う家屋の新築、増築若しくは改修を行う事業者に対し、補助金を交付します。



問合せ 産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906